なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は平成23年２月４日（金）を予定する。

⑽　詳細は説明書による。

⑾　本件は、電子契約によることができる。

5　Summary

⑴　Subject matter of the contract : Property research operation within Jinba and one more districts in Gotenba city for the second Tokai Expressway

⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 21 January 2011

⑶　Time limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 15 March 2011 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M. 15 March 2011)

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kazutoshi Taki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Co.ltd.

⑸　Classification of the services to be procured : 42

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　The contact point for tender documentation : Kazuhiko Hamabata Manager of Contractteam, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Co.ltd. 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105―6011 TEL 03―5776―5600, FAX 03―5776―5260

# 資　　格

## 競争参加者の資格に関する公示

平成23年度において日本たばこ産業株式会社の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、競争契約は、下記１⑴①～④および⑵①に掲げる調達機関ごとに行いますので、既に有効期間を平成24年３月31日までとする個別の調達機関に係る参加資格を有する者は、当該参加資格に係る調達機関については、この公示するところによる申請の必要はありません。

平成23年１月11日

日本たばこ産業株式会社

調達部長　新居　直樹

◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13

１　調達する物品の種類（契約の種類）ごとの調達機関（納入場所）

⑴　燃料油類（物品の購入）

①　郡山工場　福島県郡山市外河原８―１

②　東日本原料本部　福島県須賀川市茶畑町25―１

③　東海工場　静岡県磐田市西之島78―３

④　西日本原料本部　熊本県合志市幾久富1568―３

⑵　燃料ガス類（物品の購入）

①　岡山印刷工場　岡山県岡山市御津高津120―12

２　申請の時期

平成23年１月11日から平成23年２月４日

３　申請の方法

⑴　日本たばこ産業株式会社所定の申請書を使用すること

⑵　申請書用紙及び申請書提出要領の配付場所　下記１⑶にて配付する

⑶　申請場所

ＪＴ東京調達サービスセンター　東京都渋谷区南平台町５―１　日本たばこ渋谷ビル　電話03―6830―1830　ＦＡＸ03―5456―2659

⑷　申請書の提出方法

申請場所に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）による

⑸　申請書等の作成に用いる言語

日本語に限る

４　競争に参加することができない者

⑴　成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産の宣告を受けた者で復権を得ていない者

⑵　次の各号に該当する者であって、その事実のあった日から２年を経過していない者

①　契約有資格者の調査にあたり、虚偽の申告をした者

②　契約にあたり談合を行い、会社に不利益を及ぼした者

③　次のイからニの事由により、契約を解除された者

イ　正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかった場合または履行完了の見込みのない場合

ロ　契約の履行につき不正行為が存在し、会社に著しく不利益を及ぼした場合

ハ　契約の履行に関し、故意に会社の社員の指揮監督に従わなかった場合

ニ　法令または契約の条項に基づく会社の正当な権限の行使を妨害し、または虚偽の行為により会社に不利益を及ぼすと認める場合

④　工事代金の前払金に関する保証金の徴収処分を受けた者

⑶　その他契約責任者において競争に加わらせることが著しく不適当と認められる者

５　競争参加者の資格審査

競争に参加しようとする者の経営規模、経営状況等について日本たばこ産業株式会社で定めた「契約参加資格審査事務取扱要領」により、資格審査を行うものとする。

６　資格審査結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。

７　競争参加資格の有効期間

平成23年４月１日から平成24年３月31日

８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

上記３⑵の申請書用紙及び申請書提出要領の配付場所に同じ

# 招　　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成23年１月11日

外務省大臣官房会計課長　梨田　和也

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

**○第３号**

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達件名及び数量　ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化に係るコンサルティング業務

⑶　調達方法　購入等

⑷　調達予定時期　調達説明書のとおり。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する下記４の説明会に於いて要請する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成23年２月18日午後５時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　大河　政人　電話03―3580―3311　内線2143　ＦＡＸ03―5501―8097

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成23年１月11日より平成23年２月17日

⑵　交付場所　外務省ホームページ及び上記２⑵

４　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成23年１月28日午後２時00分

⑵　開催場所　外務省入札・開札室

５　その他

⑴　上記４の説明会に出席を希望する者は、平成23年１月27日午後５時00分までに下記⑵に示す申込先に書面により申込をすること（様式適宜）。なお、申込方法は、原則ＦＡＸによることとする。

⑵　問い合わせ先　外務省大臣官房情報通信課　黒田　鋭一　電話03―3580―3311　内線4313　ＦＡＸ03―5501―8195

⑶　この調達計画の詳細は調達説明書による。

6　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Consulting services 1 set.

⑶　Type of the procurement : services

⑷　Time-limit for the submission of the requested material : 5 : 00 p.m. February 18, 2011

⑸　Contact point for the notice : Eiichi Kuroda, Official of the Information Systems Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 Ext. 4313 FAX03―5501―8195